

平成 30 年 12 月 27 日

指定特定相談支援事業所
指定障がい児相談支援事業所
管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課長
障がい支援課長

計画相談支援・障がい児相談支援におけるモニタリング月等の取扱いについて（通知）

標題について、平成 30 年 8 月 20 日付け事務連絡により、障がい福祉サービス受給者証等におけるモニタリング予定月の記載について通知したところですが、この度、国民健康保険団体連合会による審査支払事務の取扱いが変更されたことに伴い、モニタリング月等の取扱いについて次のとおり整理しましたので、通知いたします。

つきましては、下記の内容を十分ご了解のうえ、引き続き適切なモニタリング実施に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. モニタリング実施にかかる基本的考え方

継続サービス利用支援費・継続障がい児支援利用援助費については、「市町村が障害者の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに指定継続サービス利用支援を実施する場合に算定する」（報酬告示留意事項通知）とされていることから、予め決定されているモニタリング予定月にモニタリングを実施することにより、給付費が算定される制度となっています。受給者証記載の予定月をよくお確かめいただくとともに、利用者への丁寧なご説明にもご配慮ください。

受給者証に予定月が記載されていない場合についても、別紙 1 の例を参考に予定月を特定し、利用者に十分な説明を行って理解を得るなど、該当する月の末日までに計画的にモニタリングが実施されるように努めてください。

2. 平成 30 年 8 月以前の支給決定におけるモニタリング予定月の設定について

本市でのシステムの制約上、平成 30 年 8 月 29 日以前に行った支給決定の一部において、本来のモニタリング予定月と異なる予定月が設定されております（下記の例参照）。

このため、上記 1. で特定した予定月にモニタリングを実施した場合であっても、ご利用のソフトによっては、給付費の請求時に警告が表示されることがありますが、このことによる返戻は行いませんので、ご了承をお願いいたします。

【本来の予定月と異なる月が設定されている例】

モニタリング期間：平成 30 年 6 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

モニタリング頻度：6 か月に 1 回

(正) 本来の予定月：平成 30 年 9 月、平成 31 年 3 月

(誤) 設定された予定月：平成 30 年 11 月、平成 31 年 3 月

※本来は、最終月にモニタリングを行うことを前提に、そこから遡って設定されるため 9 月がモニタリング月となりますが、従前はモニタリング期間の始期から計算する仕様となっていたため本来と異なる設定となっています。この場合でも、9 月と 3 月に実施していただくこととなります。

3. 予定月の翌月にモニタリングを実施する場合の取扱いについて

モニタリングにかかる給付費は、予定月にモニタリングを実施した場合に算定されるものですが、国の報酬告示留意事項通知によれば、「対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援（指定継続障がい児支援利用援助）の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費（継続障がい児支援利用援助費）を算定できること。」とされているため、その手続きについて次のとおりとします。

- ①利用者都合により予定月の翌月にモニタリングを実施する場合は、原則として予定月のうちに、「モニタリング実施にかかる申出書」（別紙 2）により支給決定区の保健福祉センターへ申し出てください。
- ②区保健福祉センターは申出書の内容を勘案し、やむを得ないと認めるかどうかについて判断します。
- ③やむを得ないと認められない場合には、その旨を区保健福祉センターから当該事業者へ連絡します。
- ④上記③の連絡がなかったものについて、予定月の翌月にモニタリングを実施し、モニタリング報告書とモニタリング実施にかかる申出書の写しを保存します。給付費については通常どおり請求してください。

※この取扱いは平成 31 年 1 月 1 日から適用します。過去のケースについて遡及して申し出る必要はありません。

※この取扱いは、当該翌月が予定月でない場合に限りです。

※翌月実施した場合でも、それ以降の予定月が 1 か月ずれるものではありません。

【やむを得ないと考えられる例】

- ・利用者の入院・在宅療養などで面会が制限されている場合
- ・利用者が旅行・帰省などで長期に不在となる場合
- ・予定日に利用者の急用や体調不良等が発生し、当該月末までに調整できない場合
- ・利用者の障がい特性による抑うつ状態や拒否的感情のため当該月末までに調整できない場合 など

※事業者都合によるものは認められません

4. 給付費の支払いについて

国民健康保険団体連合会の審査支払事務において、平成 30 年 11 月請求分（10 月サービス提供分）から、モニタリングにかかる請求のうち、モニタリング実施日が予定月でないものについて、警告（重度）として 2 次審査（市町村審査）に付されることとなりました。

これに伴い、モニタリング実施日が予定月でない請求について、上記 3. の申し出を受理したものについては給付費を算定しますが、それ以外のものはエラーとして返戻する取扱いを予定しています。

なお、審査支払事務にかかる本取扱いは、十分な周知期間を確保する等の必要があるため、諸般の準備が整った後に実施することとし、実施時期については別途連絡いたします。

<問合せ先>

○相談支援について

計 画 相 談 支 援・・・障がい福祉課 大森・松浦・綾塚（06-6208-7939）

障がい児相談支援・・・障がい支援課 佐治・水摩（06-6208-8015）

○給付費請求事務について

障がい支援課 樺沢・藤原（06-6208-8073）

別紙1 モニタリング予定月の考え方について

●…モニタリング予定月

1. 基本パターン

(例)モニタリング期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日の場合

頻度区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2ヶ月に1回		●		●		●		●		●		●
3ヶ月に1回			●			●			●			●
6ヶ月に1回						●						●
1年に1回												●

※「3か月毎月」、「6か月毎月」で提案された場合

サービスの新規利用者等で「3か月毎月」の提案があった場合、又は障がい者支援施設等からの退所等に伴い一定期間集中的に支援が必要であるとして「6か月毎月」の提案があった場合は、初めの3か月（又は6か月）経過後の期間について、区保健福祉センターにおいて予め利用するサービス種類に応じた標準的なモニタリング頻度を見込み、「3か月に1回」又は「6か月に1回」で決定します。
この場合のモニタリング予定月は次のとおりです。

頻度区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3か月毎月、その後3か月に1回	●	●	●			●			●			●
	新規3ヶ月			3ヶ月に1回								
3か月毎月、その後6か月に1回	●	●	●			●						●
	新規3ヶ月			6ヶ月に1回								
6か月毎月、その後3か月に1回	●	●	●	●	●	●			●			●
	6ヶ月毎月						3ヶ月に1回					
6か月毎月、その後6か月に1回	●	●	●	●	●	●						●
	6ヶ月毎月						6ヶ月に1回					

(例)モニタリング期間：平成30年4月1日～平成33年3月31日の場合【施設入所支援等3年決定の場合】

頻度区分	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6か月に1回	30年度						●						●
	31年度						●						●
	32年度						●						●

2. モニタリング予定月の特定の仕方(終期月から遡って設定)

(例)モニタリング期間:平成30年8月1日～平成31年3月31日の場合

頻度区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3ヶ月に1回						●	←	←	●	←	←	●

モニタリング実施月については、支給決定期間の終期月には必ずモニタリングを行う必要があることから、支給決定期間の終期月(この例の場合は3月)をモニタリング予定月として、そこから遡ってモニタリング月が設定されます。

3. 月の途中からサービス利用を開始する場合のモニタリング予定月の設定

(例)モニタリング期間:平成30年4月10日～平成31年3月31日の場合

頻度区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3月毎月→3ヶ月ごと		●	●	●		●			●			●
		新規3ヶ月			3ヶ月に1回							

月途中からサービス利用開始の場合で、頻度が「毎月」(3か月毎月等含む)の場合のモニタリング予定月は、利用開始の翌月(この例では5月)から設定されます。ただし、利用開始日が月初旬である場合等で、利用開始月(この例では4月)からモニタリングを行う必要がある場合は、支給決定前に区保健福祉センターへご相談ください。

(例)モニタリング期間:平成30年4月10日～平成31年3月31日の場合で開始月からモニタリングを行う必要がある場合

頻度区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3月毎月→3ヶ月ごと	●	●	●			●			●			●
	新規3ヶ月			3ヶ月に1回								

支給決定前に区保健福祉センターへ相談いただき、区保健福祉センターで必要と認められた場合は4月からモニタリング予定月とすることも可能です。

■平成30年8月以前の支給決定におけるモニタリング予定月の設定例

(例)モニタリング期間:平成30年6月1日～平成31年3月31日の場合〔頻度 6か月に1回〕

上記例の場合、本来のモニタリング予定月は9月になりますが、本市システム上11月に予定月が設定されます。この場合であっても9月にモニタリングを実施してください(請求時に警告が表示される場合がありますが返戻にはなりません)

正 (本来の予定月)

頻度区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6ヶ月に1回						●						●

← 最終月から遡って設定

誤 (本市システム上の設定):H30.8以前の支給決定

頻度区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6ヶ月に1回								●				●

→ 開始月から計算して設定

モニタリング実施にかかる申出書

年 月 日

〇〇 区保健福祉センター所長 様

相談支援事業者名	
事業所番号	
担当者名	

下記のモニタリングについて、利用者の都合により翌月に実施しますので、申し出ます。

記

利用者氏名 又は児童氏名		生年月日	年 月 日生
		受給者証番号	
保護者氏名		サービス種別	計画相談支援・障がい児相談支援
当初の モニタリング予定月	年 月 → 翌月に実施		
翌月に実施する理由			

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号） 最終改正 平成 30 年 3 月 30 日障発 0330 第 4 号

第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号。以下「計画相談支援報酬告示」という。）に関する事項

1. 計画相談支援費の算定について

（1） 基本的な取扱いについて

指定計画相談支援の提供に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「計画相談支援基準」という。）に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。

① 指定サービス利用支援

- （一） サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等（第 15 条第 2 項第 6 号）
- （二） サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意（同項第 9 号及び第 12 号）
- （三） サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付（同項第 10 号及び第 13 号）
- （四） サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第 11 号）

② 指定継続サービス利用支援

- （一） 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等（同条第 3 項第 2 号）
- （二） サービス等利用計画の変更についての①の（一）から（四）までに準じた手続の実施（同条第 3 項第 3 号により準用する同条第 2 項第 6 号、第 11 号から第 13 号まで）

（5） 継続サービス利用支援費の算定月の取扱いについて

継続サービス利用支援費については、法第 5 条第 23 項に規定する厚生労働省令で定める期間を踏まえ、市町村が障害者の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに指定継続サービス利用支援を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できること。

相談支援に関する Q & A（平成 29 年 3 月 31 日）

問 31 支給期間の終期月とモニタリングの最終月が一致しない場合の取扱いはどうしたらよいか。

答 支給期間の終期月には必ずモニタリングを行う必要があるため、モニタリングの最終月を支給決定期間の終期月に設定し、そこから遡ってモニタリング月を設定されたい。

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号）最終改正 平成 30 年 3 月 30 日障発 0330 第 5 号

第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項

1 障害児相談支援費の算定について

(1) 基本的な取扱いについて

指定障害児相談支援の提供に当たっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号。以下「障害児相談支援基準」という。）に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。

① 指定障害児支援利用援助

- (一) 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等（第 15 条第 2 項第 6 号）
- (二) 障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の文書による同意（同項第 8 号及び第 11 号）
- (三) 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付（同項第 9 号及び第 12 号）
- (四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第 10 号）

② 指定継続障害児支援利用援助

- (一) 障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等（同条第 3 項第 2 号）
- (二) 障害児支援利用計画の変更についての①の（一）から（四）に準じた手続の実施（同条第 3 項第 3 号により準用する同条第 2 項第 6 号、第 10 号から第 12 号まで）

(4) 継続障害児支援利用援助費の算定月の取扱いについて

継続障害児支援利用援助費については、法第 6 条の 2 の 2 第 8 項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間を踏まえ、市町村が障害児等の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに設定された指定継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できること。

平成 30 年 8 月 20 日

指定特定相談支援事業所
指定障がい児相談支援事業所
管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長

障がい福祉サービス受給者証等におけるモニタリング予定月の記載について（通知）

平素は、本市障がい者施策の推進にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、国民健康保険団体連合会が行う審査支払事務の見直しに伴い、計画相談支援給付費及び障がい児相談支援給付費において、新たにモニタリング実施日のチェックが追加される予定となっています。これに対応して、個別の支給決定について、モニタリング予定月を明確化するため、障がい福祉サービス受給者証、障がい児通所支援受給者証にモニタリング予定月を記載することといたしましたので、次のとおり通知いたします。

モニタリングにかかる給付費については、定められた期間ごと（モニタリング予定月）にモニタリングを実施することにより算定される制度となっており、受給者証への記載により、利用者、相談支援事業者双方にとってモニタリングを実施すべき月がわかりやすくなりますので、受給者証の記載を十分ご確認のうえ、引き続き、適切な実施に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 変更内容

受給者証の「計画相談支援」、「障がい児相談支援」面の様式を別紙（イメージ）のように変更し、当該モニタリング期間におけるモニタリング予定月を記載します。

2. モニタリング予定月の取扱いについて

- ①月の途中からサービスを新規利用または変更する場合で、モニタリング頻度を「毎月」（「3 か月毎月」及び「6 か月毎月」を含む）とする場合、モニタリング予定月は新規利用開始または変更の翌月から開始となります。新規利用開始または変更した月からのモニタリングとする必要がある場合は、支給決定前に区保健福祉センターの担当へご相談ください。
- ②サービスの新規利用や著しい変更により 3 か月間毎月モニタリングを行う場合、これまで「新規 3 か月」として、当初の 3 か月間と最終月のモニタリングのみ規定しておりましたが、3 か月経過後のモニタリング頻度変更にかかる手続の負担軽減を図るため、サービス等利用計画案において「3 か月毎月」として提案された場合には、利用するサービスの種類に応じた標準的なモニタリング頻度を見込んで、「3 か月毎月、後 3 か月に 1 回」また

は「3か月毎月、後6か月に1回」と決定することとしました。

当初3か月間のモニタリング終了後、その後の期間について決定されたモニタリング頻度以外の頻度とする必要がある場合は、区保健福祉センターの担当へモニタリング頻度の変更を申し出てください。

なお、「6か月間毎月」として提案された場合も同様です。

※モニタリング予定月の特定についての考え方は、支給決定期間の終期月にモニタリングを実施することとし、そこから遡ってモニタリング頻度に応じて計算し特定するものであることにご留意ください。

3. 変更日

平成30年9月1日

(変更日以降、新規・変更・更新により交付されるものから順次)

4. その他

国民保険団体連合会による審査支払事務の見直しについては、平成30年度下期以降に実施とされているところですが、現時点では具体的な日程や内容等が示されていないため、詳細が判明次第、別途お知らせします。

【お問合せ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

計画相談支援に関すること…障がい福祉課

電話：06-6208-7939 担当：大森・松浦・綾塚

障がい児相談支援に関すること…障がい支援課

電話：06-6208-8015 担当：佐治・水摩